

「申請に対する処分」 基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	火入れの許可	
根拠法令・条項	森林法第21条第1項	
所 管 課	農 政 部 農水産 課	
審 査 基 準	<p>森林法第21条第2項 市町村の長は、火入れをする目的が下記に該当する場合でなければ許可をしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 造林のための地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 上記に準ずる事項であって農林水産省令で定めるもの ⇒森林法施行規則第47条第1項 法第21条第2項第5号の農林水産省令で定める事項は、採草地の改良とする。 	
標準処理期間	標準処理期間	設定なし
	標準処理期間を設定できない理由	過去に審査実績がないため